



私たちのまちをつくるルール 八雲町自治基本条例

小学校 第6学年
社会科



八雲町自治基本条例 前文

八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。

八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりを進めていかなければなりません。私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。

私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例を定めます。(平成22年3月23日条例第3号)

八雲町民憲章

平成18年9月1日制定

私たちは、太平洋と日本海を持つ町を誇りとし、より豊かな未来をつくるために、この憲章を定めます。

自然を愛し美しい町をつくろう
助け合うあたたかい町にしよう
活気あふれる町にしよう
つねに進歩する町民になろう

(言葉の解説)「条例」

条例は、地方公共団体が、国の法律の範囲内で、議会で決定し定める法のことを言います。

(言葉の解説)「町民憲章」

町民憲章は、八雲町をすばらしい町とするために、生活を送る上で必要な4つの大切な考え方を表すものです。旧八雲町と旧熊石町が合併し、新しい八雲町になったことをきっかけに、平成18年(2006年)9月1日に制定されました。

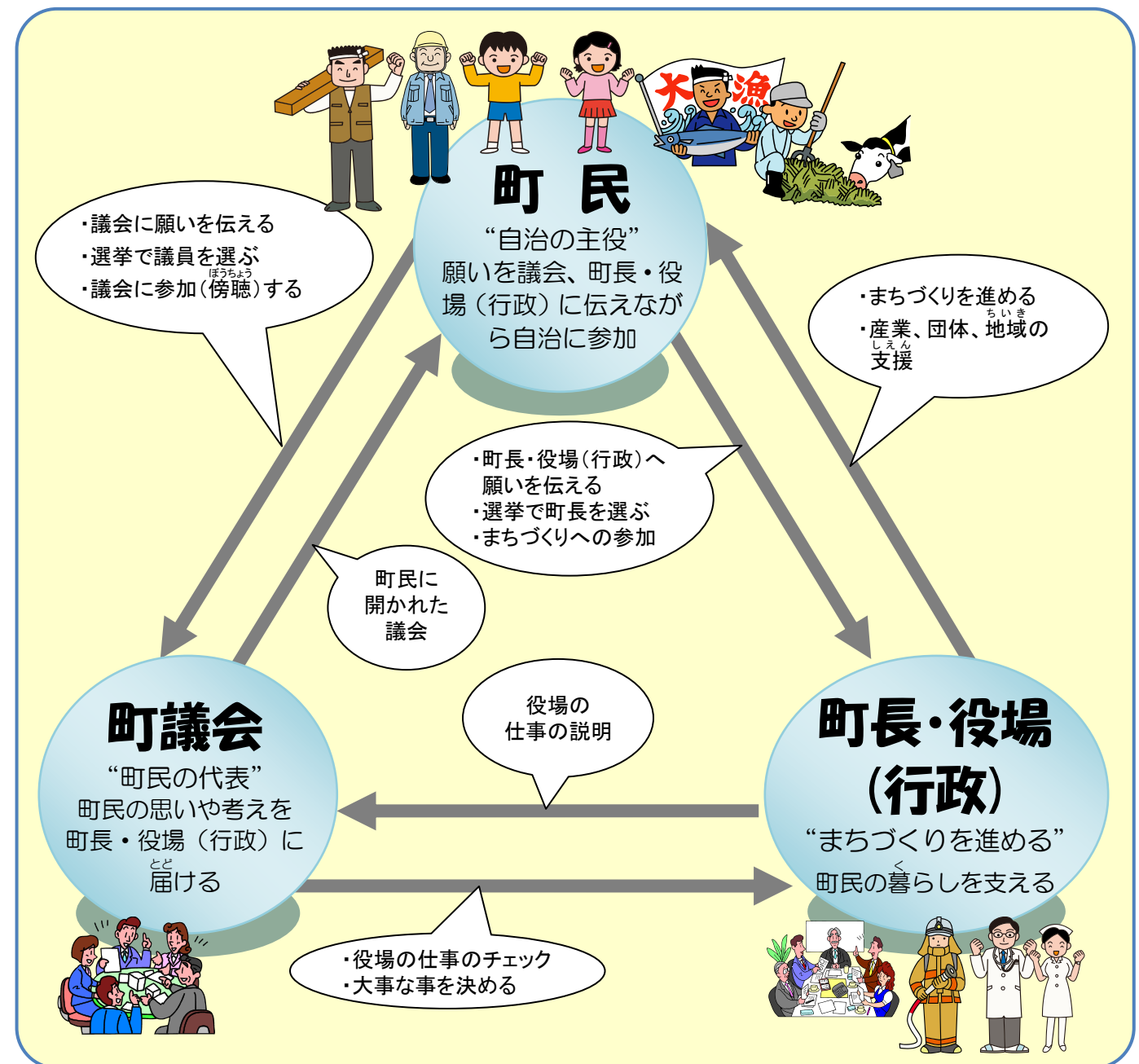
1 私たちのまちの「自治」を考えよう!

(1) 自治って何だろう?

- ① 自治という言葉は、「自ら治める」と書きます。
- ② 何か(だれか)にまかせるだけでなく、自分たちの力で政治の進め方を決めることを言います。

(2) 自治の仕組みは?

町民、町議会、町長・役場(行政)が力を合わせて自治を行います。



2 自治基本条例には何が書かれているの？

自治基本条例は、八雲町の自治を進めるためのルールです。八雲町をもっとすばらしいまちにするためには、自治を進める上でのルールをみんなが守り、いろいろなアイデアを出しながら実行していくことが大切です。自治基本条例のポイントは、次の5つです。

(1) 自治（まちづくり）の主役は町民

自治の主役は、町民です。町民が議員（町議会）と町長を選挙で選び、町民一人一人では行うことのできない部分を町長・役場（行政）と町議会が実行します。町長と町議会は、町民の声や願いを聞きながら、住みよいまちにするための仕事をします。

(2) 自治（まちづくり）の目標

- ① 町民・議会・行政が協力し合いながら考え、行動し、安心して暮らせる八雲町をめざします。
- ② 協働を大切にしながら問題を解決し、常に進歩する八雲町をめざします。
- ③ 自治の活動を次の世代にしっかりと引き継いでいきます。

(3) 情報の共有

町議会や行政だけが情報を持っているようでは、町民が主役の自治はできません。大切な情報を、お互いに交換しながら、自治を進めていきます。

(4) 町民の参加（町議会や行政への参加）

町議会や町長・役場（行政）だけが自治を行うのでは、よいまちづくりができません。町民がしっかりとまちづくりに参加し、町議会や町長・役場（行政）に意見を言うことなどを通じて、町民の思いを実現することができます。町民が参加しやすい町議会や行政の活動にするためのルールが書かれています。

(5) 協働

協働は、町民・町議会・行政がお互いに知恵と力を合わせて、同じ目的に向かって協力することを言います。今までもこの考え方を大切にしてきましたが、いろいろな活動を行う上で、これからもこの考え方を大切にしていくことが必要です。一人一人の力は小さいかもしれませんが、みんなが集まって協力し合えば、大きな力が生まれます。

注目!! 私たち児童生徒に関することも条例には書かれています

「満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。」

3 私たちの暮らしと行政サービスのかかわり

私たちの暮らしに身近な行政サービス（税金を使って生活を便利にすること）を考えてみましょう。一つの例として、ごみの処理について学びましょう。

- (1) 家庭から出されるごみを、すべて家庭で処理することはできません。そのため、行政サービスとしてごみを集めて処理しています。
- (2) ごみを集め、処理するためにはお金がかかります。そのお金は税金などでまかなわれています。
- (3) 効率よくごみを集めることや、周囲を汚さないためには、町民が守らなければならないルールがあります。みんながルールを守ることによって、きれいなまちになります。
- (4) つまり、すばらしいまちにするためには、町民と役場がお互いに協力することが大切なのです。



家庭では、ごみ袋を購入します。ごみを分別し、決められた日にごみを出します。



収集車によって、ごみが処理場に運ばれます。
(ルール違反のごみは、収集しません)



燃やして処理するごみ、埋め立てて処理するごみ、リサイクル可能なごみを別々に処理します。

【ちょっとお金の話】ごみを処理するためにはお金がかかります。
○主な費用～ごみ袋を作る費用、ごみを集めるための費用、ごみを処理するための費用
○費用には、①税金、②ごみ袋の売上、③リサイクルによって得られる収入、をあてています。

(参加の例)
「やくも少年少女ゆめ議会」は、町議会と町長との質疑（質問と受け答え）を体験できる機会になっています。ゆめ議会で質問された項目も、まちづくりの参考にしています。